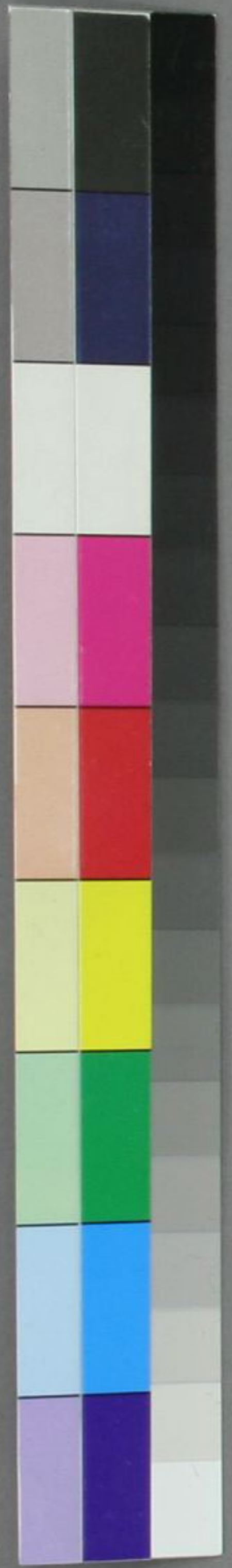


升四号 千七百七十五年五月廿五日 芝

本使事務官 ^{調所} 安田 兩君 貴下

西三日家之... 本使官... 北地煤田開採... 芝... 招く... 以て... 載... 記... 令... 記... 芝...

開石使



且ぞいよほ未世人の訛謗を免うれき。故
以て之蓋しがかり今日迄一々年守の百此
件身協談きりり時、余常々政府の之
を一併排すを非と唐人の誇すを是と
りときしを長安の事と其他中使の官算と
今之之を記臆せらるる歎ひなり。七子
ラル、ケフロニも余と云お同しきを同氏の本
使に呈き、是後と様の書西中忠告、板
とて明かす。

如此忠告き、所以や、言大昭瞭之振毛

人間り、若と其自算の成を可振ふよ
於ていよ自由治さす者、して自取を以て
操回を開排す、其之を如く、之智巧
てと誠実あり。人物を存ひ、百方节俭を用
か、し、^亦其知、彼等思、して此等の言法を用
ひず、其金を浪費止失す、事阿も、其を
自ら招く、而して、而他人、算き、之然れ、大
り、し、政府、其者、の、す、時、ハ、一、事、物、力、や
開坑、い、る、ヲ、かく、或、を、令、く、お、ら、る、者、其、欠
の、心、を、あ、ら、る、殆、ト、止、ヲ、得、る、者、一、て、後

